

## 指定市町村事務受託法人における居宅サービス等利用者数の公表について

名古屋市では、平成24年度から介護保険認定調査について介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「事務受託法人」という。)へ委託をしています。

このたび、介護保険法施行規則第34条の6第3項の規定に基づき、事務受託法人より「要介護認定調査対象者数」及び「居宅サービス等利用者数」の報告を受けましたので、介護保険法施行規則第34条の6第4項の規定に基づき公表いたします。

### 要介護認定調査対象者数及び居宅サービス等利用者数

(令和4年度)

区 分	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター(※)	医療法人東樹会	医療法人財団善常会	社会福祉法人紫水会	計
要介護認定調査対象者数	14,592人	10,130人	11,486人	10,237人	46,445人
居宅サービス等利用者数	—	65人	346人	6人	417人

※(株)日本ビジネスデータプロセッシングセンターは居宅サービス等事業を実施していない。

\* 「要介護認定調査対象者」とは、以下に該当する者をいう。

- 介護保険法第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項の規定に基づく新規申請、一部の更新申請、区分変更申請に係る認定調査対象者
- 生活保護法第15条の2の規定に基づく介護扶助の決定に係る認定調査対象者

#### 【参考】介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)〈関係分抜粋〉

(市町村事務の委託の公示等)  
第34条の6

3 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人は、年度ごとに、要介護認定調査事務を委託した市町村に対して、当該事務に係る法第27条第2項に規定する調査を実施した被保険者(次項において「要介護認定調査対象者」という。)のうち、第38条第1項に規定する要介護認定有効期間において当該指定市町村事務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者(次項において「居宅サービス等利用者」という。)の数を報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた市町村は、次に掲げる項目を公表するものとする。

- 要介護認定調査対象者の数
- 居宅サービス等利用者の数